

第2回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成31年2月8日(金) 午前10時0分
- 2 閉会日時 平成31年2月8日(金) 午後0時3分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 6番 保田 守君
9番 原田 素代君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市長 友實 武則君 市民生活部長 作本 直美君
保健福祉部長 直原 平君 保健福祉部参与兼社会福祉課長 国正 俊治君
赤坂支所長兼市民生活課長 黒田 靖之君 熊山支所長兼市民生活部参与兼市民生活課長 入矢五和夫君
吉井支所長兼市民生活課長 徳光 哲也君 市民課長兼協働推進課長 矢部 恭英君
環境課長 大窄 暢毅君 子育て支援課長 戸川 邦彦君
健康増進課長 石原万輝子君 介護保険課長 谷名菜穂子君
- 7 事務局職員出席者
主 幹 黒田 未来君 主 任 細川 伸也君
- 8 協議事項 1) 事業の進捗状況について
2) その他
・平成31年3月議会定例会提出予定議案について
・その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） 皆様、おはようございます。

ちまたではインフルエンザがはやっているということですので、どうぞ皆さん御自愛のほうをお願いいたします。

ただいまから第2回厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長の御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本年第2回の厚生常任委員会でございます。

早いもので新年もう1カ月が過ぎております。年度の最終に向けてさまざま事業を執行しているところでございます。本日は、そういう忙しい中、第2回の厚生常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。

そして、きょうの協議の案件でございますが、平成30年度の事業の進捗状況及び31年3月定例議会に提出予定の議案について御協議をさせていただき予定としております。慎重なる協議をよろしくお願い申し上げます。

そして、1つつけ加えさせていただきたいのが、きょうも倉迫副市長が欠席をさせていただいております。体調不良により休んでおりますので、来週からは復帰ということをご本人から聞いておりますので、申し伝えをさせていただき、御容赦をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

1番目、事業の進捗状況について執行部の説明をお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、本年度事業の進捗状況につきましては、市民課と環境課のほうから担当課長より御報告をさせていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） それでは、市民課から事業の進捗状況につきまして1件、御報告させていただきます。

市民生活部資料の1ページをお開きください。

広告モニターつき窓口番号案内表示システムの導入についての御報告です。

この事業につきましては、9月の委員会でも御説明いたしました。市民課窓口の混雑の緩

和、窓口業務の効率化、また快適な待ち時間を創出し、市民サービスの向上を図るために導入したものでございまして、機器の設置、操作研修等が終わりまして、2月4日月曜日から稼働いたしましたところでございます。

実際の設置状況の写真のほうをつけさせていただいております。上側の写真で右下のカウンターの上に赤色の点線で囲んでおります機器が受け付け番号機器でございます。市民の方が来庁されますと、まずこの発券機で受け付け番号札をおとりいただきます。次に、順番が来ますと、真ん中に2台のモニターが並んでおりますが上段の赤色の点線で囲んでおります受け付け番号案内表示モニターに表示されまして、見にくいんですけどもカウンターに青色の点線で3つ囲んでおりますこちらのほうの該当窓口の呼び出し表示パネルに表示されまして、音声による案内が流れます。市民の方には、その案内によりまして窓口にお越しいただき、必要な書類の確認をいたしまして、申請書の記入をお願いいたします。記入後、再度お呼び出ししまして、申請をいただきます。最後に書類ができますと、写真右側上段の701と表示されてるところですけども、交付番号案内表示モニターに表示されるとともに音声案内によりまして写真右のカウンターの交付窓口にお越しいただきまして、交付する流れとなっております。

まだ運用を始めたばかりでございますので市民の方もなかなか慣れておりませんので番号の発券等の説明に時間を要する場合もございますが、状況を見ながらスムーズな運用に努めてまいりたいと考えております。

市民課からは以上でございます。

○委員長（原田素代君） 何か御質問はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） これは、機能として、このことについてお聞きしたいんですけど。よろしいでしょうか。

○副委員長（福木京子君） 交代します。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 音声というのは機械についてるんですか。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 市民課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 音声のほうも連動しておりまして、機械のほうで発生をするようになっております。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

かわります。

○副委員長（福木京子君） 委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君）　じゃあ、続いてお願いします。

○環境課長（大窄暢毅君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君）　それでは、環境課のほうから御説明をさせていただきます。

同じ資料の2ページをお願いします。

まず、(1)番、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（素案）のパブリックコメントの結果についてでございます。

こちらにつきましては、別途の資料としてお配りさせていただいております資料もあわせてお願いいたします。

パブリックコメントにつきましては、前回の委員会においてさまざまな御意見、御質問をいただきました。前回の案のものと内容に大きな変更等はありませんが、委員からの御意見等によりまして一部わかりやすく文章を整え、字句等の修正を行っております。

それから、附則の部分で、2つの条例の一部改正をあわせて行うようにしていましたが、それぞれの条例として3月議会では上程させていただくこととなりましたので、ここであわせて御報告をさせていただきます。

なお、先日、2月4日にこちらを市のホームページにアップしております。また御確認等をお願いいたします。

次に、(2)赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（案）についてでございます。

これも別途配付の条例施行規則（案）という資料をごらんいただきたいと思います。

条例案につきましては、3月の議会定例会に提出させていただく予定としておりますが、細部の運用についても委員の皆様にご理解いただくため、いまだ案ではございますがお示しをさせていただきました。主には、協議等に関しまして、事業者それから市が用いる必要書類、様式などを定めております。事業区域に関する計画などのほか、地区や近隣関係者に対する説明報告書、こちらは様式第5号、6号でございますが、それとかまた第16条以降には審議会の組織や会議等の運営について規定しております。

なお、規則に関しましては、議会へ議案として提出させていただくものではございませんが、条例施行規則でありますので条例と同時に4月1日から施行する予定で、今後も内部で協議等を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民生活部資料の2ページにお戻りいただきまして、(3)運転管理・解体工事・収集等委託事業に関する業者の選定についてでございます。

各案件ごとに横に名称、事業費、請負業者名及び選定方式を記載しております。

まず、2段目の山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事、それからその下の赤坂環境センター解体撤去工事につきましては、1月10日に入札を行い、こちら

は1月22日に公表をしておりますが、総合評価方式により施工実績など5項目での評価とあわせ、そこにあります業者をそれぞれに選定しております。

山陽のほうは、2事業者より応札がありまして、次点は中央建設株式会社と株式会社西山組との共同企業体でございました。

なお、赤坂環境センターにつきましては、ここに記載の業者のみの応札でございました。

ごみ収集等業務委託につきましては、1月31日に入札がありまして、キョクトウ有限会社、株式会社東備環境、ロードテック株式会社の3者の応札により株式会社東備環境が落札しております。

なお、表の一番上の環境センター運転管理業務につきましては、前回の委員会において御報告をさせていただきました。2事業者からの提案という中で、次点者の事業者名をその場でお答えができませんでしたが、今回の件につきましては事業者の了解も得られたということもありまして、この場でお答えさせていただきますが、次点者は内海プラント株式会社でございますのでよろしくお願いいたします。

なお、これも前回の委員会で御要望いただいたものでございますが、別途配付資料といたしまして、赤磐市プロポーザル結果公告一覧と題しましたA4の1枚物の資料をお配りしております。平成29年度からの赤磐市におけるプロポーザルの案件に関する公表状況等をまとめておりますので、また参考にごらんいただきたいと思います。

現在、はっきりとした公表に関する基準が定まっていないため、各原課の判断に基づき公表の運用を行っております。今後公表の基準に関して契約担当部署を中心として検討してまいりたいと考えておりますので、御理解等をよろしくお願いいたします。

環境課からは以上でございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

今の幾つかございましたけども、御質疑がありましたらお願いします。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 言葉の意味なんですけど、一般競争入札と総合評価（特別簡易型）一般競争入札とはどう違うんですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） まず、ここに特別簡易型と書いておりますが、総合評価の一般競争入札につきましては通常の入札に加え、実績でありますとか地域貢献でありますとか、そういったところを評価点に加点しまして、総合的に判断して業者を選定するという方法でございます。一般競争入札については、通常の入札でございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） これは、誰がその総合評価をするんですか。専門的な知見を持った方が入ってるわけですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 誰が審査するかというのは市のほうで審査といいますか、ホームページの公表の表を見ていただきますと項目が書いてはありますが、企業の施工実績でありますとか配置予定技術者の能力、企業の体制、地域精通、地域貢献、この5項目に対しまして要件ももう決まっております。配点点数等も公表しておりますので、審査といいますか、審査はするんですが、おのずとその点数が導き出されるようなこととなっております。

○市長（友實武則君） 誰が審査するのかという質問。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 業者のほうから提出された書類、根拠資料等々を出していただきまして、それが要件に合致するかどうかを見るだけであって、その審査は市の契約部署を中心として行います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） その総合評価、特別簡易型と書いてるんですが、簡単に評価することなんですね、それでは、市のほうが書類だけ見て評価すると。それ以上の評価というんか審査っていうのはないってことですね。専門家の方を入れていろいろ評価するとかそういうことはないわけですね。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） まず、この総合評価、前回から何回か御説明をさせていただいておりましたが、評価点を決めるようになっております、5項目。それらを決めるに当たっては、県の土木部の職員の方それから国交省の関係の方に入ってくださいまして、この事業に対してどのような評価をすべきかというところを検討委員会として御意見をいただいております。その評価に基づいて今度は実績として出していただくだけです、今度はその実績に対して評価点を単純につけていくというのが特別簡易型です。そこで細かい部分を見るとか誰が審査をするとか、そういうものではございません。

まず、アドバイスは県と国の方からいただいております、この事業に対して評価点はこのようなもので決めていくのがいいというアドバイスをいただいて、それによってホームページにも公表しております施工実績ですとか予定技術者の能力とか、そういうところを今までの事業の実績として報告をしていただいて、それを評価が何件以上あれば何点ですとか実績がなけ

ればその部分はゼロ点ですとかという配点で見ていくだけのものとなっております。

初めてで非常にわかりにくい、御説明もたどたどしいのですが、そのような状況となっております。

○委員長（原田素代君） いいですか。

ほかの方で何か御質疑はありませんか。

保田委員。

○委員（保田 守君） これについては会社が共同企業体で二、三者が皆入っとなんですけど、主体というんかこの両方へエヌエス日進という会社が入っておりますよね。ここが主体になってうちの下請がこんな感じになってますというような資料が出るんですか。審査する一つの書類が、どこが中心になって、3者ばらばらでこうなってこれで1つでやりますよという話じゃなかろうから、その市が出しとる請け負う仕事に対してうちにこんだけの能力がこの戦力でありますよという今までの実績やこうは、ばらばらというんかどこかがまとめて企業体の中で誰かが中心になってやっとなでしようから、まず会社側がプレゼンしますよね。プレゼンはせんのかね、資料を提出してもらおうというのは会社の今までの実績、ここへ二、三者の名前が書いとられるやつはこんな解体工事をしてますよとかいろんなほかの工事もひっくるめてそれを提出して、審査する側がこの工事は十分経験されとってじゃからこの会社で大丈夫、その審査するというのを見て点数をつけるんじゃないから。

○委員長（原田素代君） 保田委員、聞くことをしゃべっていただいていいですか。

○委員（保田 守君） 主体になって名前が何者も出とんじゃけど、どこが中心になってこの……。

○委員長（原田素代君） まとめてるところですか。

○委員（保田 守君） 多分そういうところがあるんじゃないから。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） この総合評価の入札を発注する段階で仕様書を組んでおります。仕様書の中に共同企業体、それも共同企業体の中で出資の割合を決めまして、その中で企業間等々でお話をしたものでその1つの企業体としてこの申請が上がってきて審査をするというような形になっております。ばらばらではございません。

○委員（保田 守君） いいです。また聞きますわ。

○委員長（原田素代君） はい。

ほかにはいかがですか。

聞いていいですか。

○副委員長（福木京子君） じゃあ、委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 総合評価であり一般競争入札であるわけですから、その価格競争と今言った総合評価のポイントのあんばいといいますか、その辺はどこで見きわめられるんですか。言ってる意味が違いますか。総合評価だけで決まるものではないわけですよ、価格競争もあるわけですよ。だから、総合評価のポイントとその金額の高い低いを総合的に見なきゃいけないときに、総合評価が高くても価格がとて高くてこれは無理よってという話に当然なるわけじゃないんですか。お答えください。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 総合評価によって審査といいますか選定に係る基準が、価格の範囲とそれから企業の施工実績等を見る範囲との比率のお話でいいですかね。

○委員長（原田素代君） はい。

○環境課長（大窄暢毅君） 総合評価、公告の評価結果を見ていただければいいんですが、価格競争によりますが、技術で審査した部分を加算点としまして、それによって評価するという形でございます。

○委員（岡崎達義君） 文書で出して配って、それを一応加点して……。

○副委員長（福木京子君） ちょっと待つて。岡崎委員、ちょっと待つて……。

○委員長（原田素代君） 発言を求めたらいい。

○市民生活部長（作本直美君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 非常に今回私たちもですが、プロポーザル方式とそれからこの総合評価方式と2つありまして、実に混乱している部分もございます。担当者側も説明のときに若干まざっている部分もあるのですが、プロポーザル方式は技術が8割、価格は2割とかというような割合を決めております。ただ、総合評価方式は基本は価格競争です。入札ですの価格競争。その中に加点として5つの項目を設けております。それらの項目を足し上げて、加算点が合計として出てきます。これに対して、これに100にこの加算点をまず足します。それを今度は入札価格で除して、割って出してきたものが優位なほうが出てくるということで、何対何とかそういうふうな形で表現されて出てくるものではないんですが。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） はい。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） そうすると、当然価格が低くても総合評価のポイントは高くなければ価格が高いほうが落とすという構造になると理解していいですか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○副委員長（福木京子君） いいですか、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） その部分が考えられないことはないですが、その加点との関係からいいますと価格が低いほうが有利にはなるかと思われま

○委員長（原田素代君） どうして。

もう一度聞いていいですか。

○副委員長（福木京子君） はい、いいです。

○市民生活部長（作本直美君） 価格の差が広ければ広いほど価格が有利になってきますし、ケースによって違ってくると思われま

○委員長（原田素代君） ケースによって違うんですけど。

○副委員長（福木京子君） よろしいですか。

原田委員。

○委員長（原田素代君） じゃあまとめます。要するに、方程式があるというのはわかりました。加算して除して何を出してというのは。ただ、今言うように一方で価格が低いか高いかで一般的には決まるんだけど、それに総合評価という付加価値をつけるということで、単に安いだけではだめよと、高くてもいいものはいいよってというのがうったえだろと思うんですけど、逆に言えば高いものが落とすこともあるんですねというふうに聞いてるわけです。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） おっしゃるとおりで、価格が近接した場合には加算点が高いほうがとる、金額が高いほうがとるという可能性もないことはないです。可能性はあります。

○副委員長（福木京子君） そしたらよろしいですね。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） その他のところでよろしいですか、ソーラーの施行規則も新たに出しておりますが、御質疑はよろしいですか。

じゃあもう1回お願いします。

○副委員長（福木京子君） 委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） この間ずっと私が気にしていた20年後の撤去費用の見積もりもしくはそのための積み立てについての書面、この施行規則の中にそれがうたわれていますか、いませんか。私が読む限りではないように見えるんですが、御説明ください。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長がおっしゃられるような様式は明記はしていないと思いま

す。ただ、明記をするかしないか、するとすればその方法とかその内容につきましても今検討中でございます。いずれにしても、その辺は運用においても確保はしていきたいとは考えておりますので、適正にその辺を確認できるような手法を今考えている、検討しているというところでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） だつて出すんでしょう、規則と条例を。それがまだ検討中のものを残したまま出すんですかっていうことです。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 先ほどもちょっと御説明させていただいたんですが、規則というのは議会に提出させていただくものではございませんので、この後検討して、執行部のほうで施行をさせていただきたいと思っております。先ほども繰り返しになりますが、規則に明記するか、明記してその運用をどうするか、明記しないとすれば運用においてどう確保していくかを今検討中でございます。いずれにしましても、その辺も適正にできるように運用はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） この間に協働事業でいろいろな議論を経ていいものをつくっていただくと思っているんですが、1つ懸案が残っていたのが20年後の撤去についてちゃんと経済的にどうか財務的に担保がとれるような条例なり規則なりということを求めてきました。条例においては規則で書くと、たしかそういう説明を私は受けた記憶がございまして、規則の中にきちんと見積金額とそれに伴う積み立てに関する報告書を行政は求めるべきだと思っておりました。ですから、条例にもないしそのときに規則でということこの規則を見せていただいてもないので大変心配なのですが、そこについてはたしかFIT法でもどっかの省庁が20年後に対する見積もりをとらせるような指導を今してると思うんですが、そういうことを考えるときにせつかくつくるこの条例で、規則は内部的でいいんですが、ちゃんとどこかでうたわれてるということを確認したいんですけども、その点についてはどうお考えですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 規則に盛り込むかどうかにつきましても、そういった御意見も反映して、今後協議をさせていただきたいと思えます。

それから、きょうお持ちかどうか、条例のほうでございしますが、当初出していたものから協

議を経ていく中で変更した部分がございます、条例の第14条のところで終了後の適正な措置ということで適正に処分しなければならないというのは定めていたんですが、第2項を設けまして、事業者が。

○委員（保田 守君） 何ページ。

○委員長（原田素代君） 第14条。

○環境課長（大窄暢毅君） 条例をお持ちですか。第14条です。第14条の第2項を設けまして、こちらに事業者が発電事業を終了した場合に速やかに市長に届け出なければならないという条文を設けさせていただいております。こういうところでも確認はしていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 私たちが、市民の皆さんがつくる段階で気にしているのが、今大変事業者の財務状況が厳しいのではないかと、いろいろ国の法律も変わることで。そういう、今の段階では要するに見通しは立って事業に着手するんでしょうけど、20年後にその業者が健全な財務の状況であるんだろうかっていう不安は拭えないわけです。そういう意味でも、ちゃんと書面で、しなければならないという責務としてうたては当然なことですが、見通しとしてこの施設についての撤去費用は総額幾らで、それについて20年間こういう見積もりをしてこういうふうな財務をするので大丈夫ですよという報告書を何で市が求めないんですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 求めないとは言っていないです。運用において確保はしていきたいんですが、この規則への明記の仕方ですね、その辺。それから、規則に仮に書かなかったとした場合に運用をどう確保していくかというのを綿密に協議したいと思いますので、その辺で御理解いただきたいと思います。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） だから、私は現在進行形ではなくて完了したから出すのかなと思ってたので、まだこれから逐一加えたり引いたりするという説明なので、そこはこちらの意向をしっかりと酌み取っていただいた上で、じゃあ了解するというように私はしておきますが。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） はい。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） その他のところで皆さんのほうからございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

そうしましたら、次に行きましようか。

保健福祉部。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） それでは、保健福祉部の本日の資料のほうの1ページをごらんいただきたいと思います。

事業の進捗状況につきまして各課より報告をさせていただきます。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） それでは、社会福祉課のほうから1点、御報告させていただきます。

先月の委員会のほうでもお知らせしておりましたが、石相保育園の跡地の件です。第5期障害福祉計画に基づく障害者支援事業者の選定プロポーザルの結果が出ました。

内容につきましては、記載のとおりでございまして、参加された法人は3法人。決定した法人につきましては、社会福祉法人泉学園でございまして、評価点は、ごらんのとおりです。

今後の流れといたしましては、今年度中に覚書を締結、3月に予定したいと思っております。そして、来年度に保育園を市のほうで解体後、再来年度に早ければ建設に入り、最短で2021年から事業を開始できるという見込みでございまして。

法人の概要について簡単に御説明をいたします。泉学園は、岡山市南区浦安本町に本部を持ってまして、設立は平成2年の設立でございまして。実施事業につきましては、岡山市南区を中心に11拠点でさまざまな事業を行っております。主なものは記載のとおりで、そのうちこのたび赤磐市で導入していただく実績のある事業につきましては、生活介護、短期入所、共同生活援助、それから一番最後の相談支援、この4つの事業をこの石相保育園跡で実施していただく予定としております。

この法人を選定した理由の主なものとして、口頭で申し上げますと、まずは市が求めている重度の障害者に対する支援の実績が豊富なこと、またプランが堅実であったこと、それから法人の理念が優秀であったことが主な評価の結果だと思っております。

それから、先ほどからも話題になっております泉学園以外の参加法人につきましては、昨日法人さんのほうに確認をいたしましたら、法人名、参加したことは言ってもらっても構わないよという了解がとれましたので申し上げます。

まず、1つは和気町にあります閑谷福祉会、それからもう1つは玉野市にあります瀬戸内会という法人です。いずれも先頭に社会福祉法人というのがつきます。社会福祉課からは以上でございまして。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 健康増進課の進捗状況について説明いたします。

まず、是里診療所の診療日及び受け付け時間の変更についてですが、昨年10月から週1日の診察となっていました。その後、医師会と調整してきましたが、現在の診療状況から今後も週1日の診察とし、曜日は今までの月曜日は振りかえ休日となる日があるためそれを避けまして木曜日とし、受け付け時間は13時30分から15時30分を13時30分から16時30分に変更し、1時間延長といたします。担当の先生は佐藤病院長とお聞きしております。4月からの変更とさせていただきます。

次に、2、自殺対策計画案に対するパブリックコメントの募集についてです。自殺対策計画案ができました。お手元に配付させていただきました。募集の概要については、資料のとおりです。1月25日から2月12日を意見の募集期間とし、市民の皆様から御意見をいただくこととしております。

議員の皆様にお配りするのが大変遅くなり、本日初めて目にされた委員の方もいらっしゃると思います。まことに申しわけありませんでした。

御意見がありましたら、ぜひお聞かせください。よろしく願いいたします。

以上、説明を終わります。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） それでは、介護保険課より昨年度末に国から通知がありました介護保険料の低所得者軽減に向けた今後の対応について御説明をしたいと思います。

平成31年10月から消費税率が10%になるということで、平成30年12月21日に低所得者の保険料軽減を盛り込んだ2019年度政府予算案が閣議決定されました。今後、国会審議を経て、平成30年度末に政令公布となる見込みです。国からの通知を受け、赤磐市も順次保険料軽減に向けた準備を進めていきたいと考えております。

国の通知に沿ってA3のカラー印刷した表を一番後ろのページに作成しましたので、それをごらんいただきたいと思います。

向かって左、縦に第7期の国の標準改正の指針を載せております。その横、黄色の枠、平成30年度と記載しております縦の欄が、現在の赤磐市の11段階の段階ごとの保険料率を記載しております。オレンジ色の第5段階が、基準額となっております、保険料率は1.0です。第3段階までの人の保険料率をグリーンの枠、軽減割合率を青枠に記載しております。隣の平成31年度、その隣の平成32年度と完全実施の保険料率になるまでの率をあらわしました。最終的に、平成32年度には第1段階の人が現行の0.45から0.30に、第2段階の人は現行の0.70から0.45、そして第3段階の人は現行の0.75から0.70に保険料率が軽減されます。平成31年度は、

完全実施時における軽減幅の半分の水準、10月からの実施となりますので半分の水準で軽減を実施いたします。

この低所得者の保険料率軽減強化策は、国が平成27年度から消費税率が10%に引き上げられることにより生じる財源を前提として介護保険料の軽減強化を検討してきたところ、消費税率の引き上げが5%から一度に10%ではなく、一旦は8%そして10%と段階的となったことで、平成27年度より特に所得の低い第1段階の人を対象に、青枠に記載しているとおり現在0.05のみ実施されてきております。

また、この対応につきましては、このたび赤磐市介護保険条例の一部改正の必要がありますが、国の政令公布が平成30年度末3月となりますので、介護保険法第130条により介護保険料の賦課期日は当該年度の初日である4月1日であり、また当初保険料の納付通知書発送が6月中旬ということが決まっておりますので、6月議会に諮るのでは間に合いません。地方自治法に基づく長の専決処分による方法で対処させていただきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

介護保険課からは以上です。

○委員長（原田素代君） 以上ですね。

今のところで何か御質問がございませんか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） まず最初に、自殺対策計画ということなのですが、これは自殺を予防するための計画になると思うんですけど。

その文言はどちらが正確なんですか。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） これは自殺対策計画でございます。

○委員長（原田素代君） 予防は要らないんですね。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

そしたら、今介護保険の関係でいろいろる説明があったんですけど、これがもし10月消費税実施、これがいろんな選挙の関係や4月の国政選挙や、これがまたどうなるかというのがクエスチョンのところがあるんですが、それは置いといて、国から3月末に通知が来るんでもうそれで進めていくということですね。もしいざそれがまた延期になった場合、その辺はまた対応になるんですか。そこを確認したいです。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 福木委員のおっしゃられるとおり、今もう閣議決定をなされておりますので、今国のほうもこの予定で準備を進めておりますという通知が来ております。いざそういうふうに福木委員のおっしゃられるようになりましたときには、また通知が新たに来ると思いますので、それに応じて市のほうも対応していきたいと考えております。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

○委員長（原田素代君） その他に何かお尋ねはございませんか。
よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） もう1つ、いいですか。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 是里診療所で病院の先生が佐藤病院長、医師会の病院長ということですか。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） そのとおりでございます。

○委員長（原田素代君） その他、じゃあよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ次に、議案のほうに関する説明を求めます。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） では、資料に沿いまして、平成31年3月議会定例会提出予定議案につきまして簡単に御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） それでは、市民課の31年3月議会定例会提出予定議案につきまして御説明させていただきます。

市民生活部資料の3ページをお開きください。

まず、(1)平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入でございますが、①の国庫支出金、②の県支出金につきましては国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付額が決定いたしましたので、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、①でございます。基盤安定負担金の交付額が決定いたしましたことによりまして、繰出金のほうを減額するものでございます。

次の②でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金につきましては、決算見込みによる減額でございます。医療費が見込みを下回ったことによるものでございます。また、後期高

齢者医療特別会計への繰出金につきましては、後期の保険基盤安定負担金の交付額の決定、それから事務費の決算見込みによる減額でございます。

続きまして、(2)平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について御説明いたします。主なものにつきまして御説明のほうをさせていただきます。

まず、歳入でございます。①の国庫支出金の災害臨時特例補助金でございますが、平成30年7月豪雨によりまして被災した被保険者の保険税、それから療養の給付に係る一部負担金等の減免の特例措置を実施しました市町村に対しまして、負担増額分を対象とした補助金が新設されました。当市におきましても、特例措置を実施いたしましたので、増額補正するものでございます。これにつきましては、10分の2がこの特例補助金で10分の8が特別調整交付金で交付されます。

次のページをお願いします。

②でございます。退職被保険者の医療費が見込みを下回ったことによりまして、県支出金の普通調整交付金を減額するものでございます。

次に、③の特別調整交付金でございますが、決算見込みによりまして減額するもので、主な要因は先ほどの災害減免分の増額、それから熊山診療所の地域内に医療機関が新設されたことに伴います減額でございます。

次に、歳出でございます。

①の保険給付費でございますが、歳入のほうでも御説明いたしましたが、30年7月の豪雨によりまして被災した被保険者の療養の給付に係る一部負担金の免除に係る経費を増額するものでございます。

次に、②、③でございますけども、退職被保険者の決算見込みによりましてそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、5ページの⑤の直営診療施設勘定繰出金でございます。熊山診療所の地域内に医療機関が新設されたことによります減額でございます。

続きまして、(3)平成30年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入でございますが、①の後期高齢者医療保険料、②の事務費繰入金でございますが、決算見込みによりまして減額するものでございます。

また、③の保険基盤安定繰入金でございますが、保険基盤安定負担金の交付額の決定によりまして減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

①でございますけども、入札残による減額でございます。備品購入ということで、パソコン、プリンターの購入をいたしております。

②でございます。後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。これは、保

険料と保険基盤安定繰入金の決算見込みに連動しておりますので、それぞれの減額に伴いまして減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、6ページのほうをお願いします。

(4)平成31年度重点事業についてでございます。2件、上げさせていただいております。

①でございますけれども、今年3月から稼働予定のコンビニ交付事業でございます。市民サービスの向上を図るために全国のコンビニ等に設置されておりますキオスク端末で住民票、印鑑登録証明書等の交付をするものでございまして、996万2,000円を計上予定でございます。来年度は、円滑な事業推進と周知のほうを図ってまいりたいと考えます。このコンビニ交付の導入にあわせまして、マイナンバーカードの普及促進を一層図ってまいりたいと考えております。

次に、②の国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業でございます。3,371万8,000円を計上予定でございます。これは、国民健康保険特別会計でございます。国民健康保険の被保険者の健康保持、増進に資することを目的に策定いたしましたデータヘルス計画に基づきまして、健康増進課のほか関係機関と連携して各種保険事業を実施するものでございます。

①から⑦の事業を予定いたしております。いずれも被保険者にとって効果的な働きかけとなるよう、通知や電話勧奨、また愛育委員さんや栄養委員さんと連携した地域での啓発活動を組み合わせて実施するものでございます。

また、財源といたしましては、県からの補助金といたしまして事業費の約50%の交付を予定いたしております。

市民課からは以上でございます。

続きまして、協働推進課から3月の定例会提出予定議案につきまして御説明させていただきます。

7ページをお願いします。

人権擁護委員の推薦についてでございます。今回は1名の方をお願いするものでございます。今回の方の任期でございますが、2019年7月1日から2022年6月30日でございます。

次ページ、8ページのほうをごらんください。

赤磐市の人権擁護委員さんの一覧表のほうを添付させていただいております。現在、ここに記載しております14名の方にお世話になっております。今回は、7番の政田町子委員の任期満了日が31年6月30日となっておりますので、推薦のほうをお願いするものでございます。

前のページに戻っていただきまして、人権擁護委員候補者の略歴につきまして御説明させていただきます。政田町子さんは、赤磐市西軽部にお住まいで、現在72歳でございます。現在、2期目で、31年6月30日をもって3年の任期が満了となるために再任をお願いするものでございます。政田さんには、民生委員としても長年お世話になっておりまして、現在は赤坂地区の民生委員、児童委員協議会の会長さんのほうをさせていただいております。また、学校ボランテ

ィアとしても御活躍されておりまして、地域住民からの人望も厚く、人権相談や人権啓発に大きく寄与していただいております。本人からの御内諾もいただいております、健康面にも問題は無いので、引き続き再任をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いします。

(2)平成31年度当初予算に係る重点事業について御説明をさせていただきます。

まず、①の市民活動実践モデル事業でございます。この事業は、地域の活性化と協働のまちづくりの推進を目的といたしまして、市民活動団体のほうから地域課題の解決に向けた事業の提案をいただきまして、市と協働で取り組む事業に補助金を交付するものでございまして、100万円を計上予定といたしております。

次に、②の若者まちづくり推進事業でございます。次世代を担う若者みずからが地域の課題を考えまして取り組むことを通して、地域への愛着やまちづくりへの参画意識の向上を図ることを目的とした事業でございます。218万4,000円の計上を予定いたしております。

最後に、③の地区集会所新築等補助金交付事業でございます。来年度は13地区への補助金の交付を予定いたしております、674万1,000円を計上予定でございます。

協働推進課からは以上です。

○委員長（原田素代君） 休憩に入りたいと思うんですけど、その前に一応今御報告があったところで御質疑がありましたら。

よろしいですか、今までのところで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そしたら、11時5分まで、済みません、休憩を一度とりますのでお願いします。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

○委員長（原田素代君） それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 先ほどの市民生活部の資料の8ページに訂正がございます。7番の政田町子さんの委嘱年月日、任期満了日につきまして、平成31年1月1日現在でございますので、ここの31年7月1日から34年6月30日というのを平成28年7月1日と31年6月30日のほうに訂正のほうをお願いします。失礼しました。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 見にくいね、これ。

保田委員。

○委員（保田 守君） 市民活動実践モデル事業というので、市と協働で取り組む事業、行政提案型、市民提案型と募集するという、これは具体的にどんな事業をされるんかということ

と、それから地区集会所の補助金等で修繕等ということになっただけですけど、これは中の机とかそういうものには適用できなんでしょうか。これどういう工事を大体やられるかな。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） まず、1つ目の市民活動実践モデル事業の行政提案型それから市民提案型の内容はということでございますけども、行政提案型というのは行政のほうで今こういう取り組みをやりたいということに対しまして、どなたかNPOとか市民団体でありますとかそういったところで力を合わせてできないかというのが、行政のほうでこういう事業をお示しするものでございまして、市民提案型というのは市民の方のほうからこういう活動を行政と協働で力合わせてやりたいという事業の内容でございます。

来年度の事業につきましては、今提案が出ておりまして、2月の中旬のモデル事業の審査会で決定をする予定でございます。

それから、もう1つの地区集会所新築等補助金の交付事業につきましてでございますが、中の備品とか机、椅子等の備品につきましては対象とはなりません。よろしく申し上げます。

○委員長（原田素代君） よろしいですね。

そうしましたら、じゃあ引き続きお願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、環境課から3月議会定例会の予定案件につきまして御説明をさせていただきます。

資料の10ページをお願いします。

(1)及び(2)につきましては、先ほども御説明させていただきました旧廃棄物処理施設、2施設の解体撤去工事請負契約の締結についてでございます。金額が1億5,000万円以上となりますので、請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

なお、(1)で山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事とありますが、清掃センターは焼却炉等があります建屋を指しておりまして、最終処分場浸出水処理施設はそれとは別の独立した建物として、以前旧最終処分場があったときの水の処理施設のことを指しております。こちらをあわせてこの工事で解体いたしますので、このような工事名称となっております。

次に、(3)につきましては、条例の制定を提出させていただくものでございます。

(4)につきましては、平成30年度赤磐市一般会計補正予算となりますが、主には決算額の見込みをもとに減額補正するものでございます。詳細につきましては、後ほどお目通しいただくとしまして、大きいものでは環境センターの臨時職員の賃金、社会保険料及び同じく環境セン

ターの償却に伴う薬品等の需用費の減額、また周辺環境調査等委託料につきましては入札執行残の減額となっております。なお、廃棄物処分事業の委託料、焼却灰処分委託料につきましては、実績値により減額するものですが、不測の事態等を想定しまして予算を多目に見込んでおりましたが、年度末を迎えるに当たりまして減額をするものでございます。また、焼却灰等の量につきましては、現在ほぼ横ばいで推移しておるところでございますが、ごみの分別等を推進し、今後も減量に向け努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(5)平成31年度の新規及び重点事業についてでございますが、来年度では災害廃棄物処理計画の策定、環境センターにおける修繕やバグフィルターのろ布の取りかえ、老朽化に伴うフォークリフト、3トンパッカー車の更新、また旧廃棄物処理施設の環境測定分析業務などを実施していくことと今のところは考えております。

環境課からは以上でございます。

○委員長（原田素代君） 以上ですね。

皆さんのほうから、御質疑というか余りこれは議案なので中身についてはあれですけど、確認したいようなことがあればお聞きしますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、保健福祉部のほうを、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） それでは、保健福祉部の資料の2ページから8ページまで、3月議会定例会提出予定議案につきまして説明をさせていただきます。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 2ページをごらんください。

社会福祉課からは、予算案件が2件でございます。

1点目は、補正予算（第5号）でございますが、内容についてはごらんのとおりなんです、主なものというか簡単に御説明させていただきます。

まず、一番最初の(1)の31年度と書いてあります、申しわけございません、タイプミスで30年度の赤磐市一般会計補正予算（第5号）ということで、30に訂正のほうをお願いいたします。

それでは、県支出金の災害救助費負担金414万1,000円でございますが、これは今年の7月豪雨で災害救助法の適用になりました関係で、赤磐市で設置しました避難所の資材それから応急修理に要した費用それから市外、主に倉敷ですが避難所に支援した人の経費、こちらが災害救助法のほうで支弁されるということで歳入を組むものでございます。歳出につきましては、くらし安全課、総務課、建設課のほうで組んでおりますので、そちらのほうに充当させていただきます。

それから次、もう1点災害の関係でいきますと一番下の1,090万円、こちらでございますが、災害援護資金の貸し付けの予算につきましては専決のほうでつけさせていただきました。10月の末をもって申請の締め切りをいたしました。幸い他の支援制度などを活用されたことで借入れの申し込みがございませんでしたので、歳出のほうを皆減といたします。同じく歳入のほうも借入金を皆減としております。

続きまして、真ん中あたりに540万円というのがあります。こちらにつきましては、吉井の高齢者生活福祉ホームつつじ荘でございます。10人の方が入居されてる施設でございます。雨漏りをしているので改修工事をいたしました。入札執行残を540万円減額をいたします。あわせて、財源の過疎債を減額いたします。

それから、下のほうで社会福祉費、障害福祉費と児童福祉費のところでございます。自立支援給付費、大人の方の障害福祉サービスの見込みが伸びてございます。3月の支払いがちょっと不足するようございます。それから、障害児の支援通所のほうも伸びてございます。こちらの不足分を追加の予定と。それから、それにつきまして、歳入を国が2分の1、県が4分の1を予定しております。

そのほかは、民生費の委託料では、巡回支援整備事業につきましては実施方法を委託から直営に切りかえた関係で不用残を減額するものでございます。

それから、31年度一般会計予算でございますが、新規事業が社会福祉課はございません。扶助費の伸びは見込まれますが、新規がございませんので議案のほうでまた見ていただければと思います。

以上でございます。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） それでは、子育て支援課から3月定例会の提出予定案件についてです。

資料の3ページになります。

まず、平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）についてです。こちらのほうは、歳入歳出とも実績見込みによる不用額の減額補正となっております。歳出の説明とあわせて歳入の説明もさせていただきます。

歳出の項をごらんください。

3款2項1目児童福祉総務費です。こちらの報酬、共済費につきましては、子育て世代包括支援センターの相談員の人件費を実績に基づき減額するものでございます。それから、委託料についてです。こちらについては、子ども・子育て支援事業計画の策定に伴いますニーズ調査を現在実施しております。そのニーズ調査の予算額が311万円に対しまして実際の契約額が125万1,000円でしたので、不用額の185万9,000円を減額補正するものでございます。それか

ら、19、負担金、補助及び交付金についてです。こちらのほうは、放課後児童クラブの補助金でございます。こちらにつきましても、実績に基づき減額補正をするものでございます。こちらのほうは、歳入につきましては、子育て世代包括支援センターの事業と放課後児童クラブの補助金につきましては国庫補助事業でございますので、補助率がそれぞれ国、県、3分の1となっておりまして、国、県とも補助金が473万8,000円の減額となっております。

それから、3款2項2目の児童措置費でございます。こちらのほうが、扶助費で、児童扶養手当につきまして実績に基づき不用額を減額補正するものでございます。こちらのほうも国庫負担金事業でございます。この国の負担率が3分の1となっておりまして、歳入の一番上になりますが国庫の負担金が331万円の減額となります。

それから、3款2項3目母子父子福祉費です。こちらのほうの扶助費につきまして、まずひとり親家庭医療費のほうですが、こちらのほうも支給実績に基づきまして不用額を減額補正するものでございます。ひとり親家庭の医療費につきましては、県の補助事業でございまして、県の負担率が2分の1となっておりまして、県補助金が211万9,000円の減額となっております。同じく扶助費でございますが、高等職業訓練促進給付金、こちらにつきましても支給実績に基づき不用額を減額補正します。予算上は4人を見込んでおりましたが、実績上は2名の利用となっております。こちらのほうの財源につきましても、国庫補助事業となっておりますので、国の負担率が4分の3でございまして、国庫補助金が157万5,000円の減額となっております。

3款2項4目児童福祉施設費についてです。こちらのほうは、公立施設の保育園の臨時保育士及び派遣保育士の確保が十分行えていないことで、人件費の減額となっております。社会保険料、賃金、派遣の委託料が、それぞれ減額となっております。それから、(2)の平成31年度赤磐市一般会計の予算についてです。まず1つ目が公立保育園の再編事業についてです。こちらが、赤坂地域の旧3保育園の解体工事を31年度で予定しております。事業費としまして、解体工事の設計及び工事請負費等で5,570万円を予定しております。こちらの財源につきましては、合併特例債を財源とさせていただき予定です。2番目です。児童扶養手当につきまして、こちらのほうが児童扶養手当の支払期が平成31年11月から変更となります。現在は支給月の前月分までの4カ月分を年3回支給していましたが、11月から年6回、奇数月に2カ月分ずつを支給することとなります。そのため、平成31年度につきましては、4月に4カ月分、8月に4カ月分、11月に3カ月分、1月に2カ月分、3月に2カ月分の15カ月分の支給を1年で行うようになります。その予算計上を行っているものでございます。これは制度改正に伴うものですので、翌年度からは通常どおりの12カ月分の予算計上となります。こちらの財源につきましては、国庫負担事業で、3分の1が国庫負担金となります。増額見込みが、その15カ月分になることによりまして、昨年当初予算比で3,490万1,000円の増額となる見込みです。

以上です。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 資料4ページ、5ページをごらんください。

まず、1番、平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）についてです。

歳入ですが、交付見込みによる健康増進事業費補助金を減額、事業見込みによる起債額の減額です。歳出は、訪問看護ステーション事業特別会計繰出金で、決算見込みによる一般会計からの繰出金の減額、また保健衛生総務費から実績見込みによる減額と国民健康保険特別会計診療勘定の決算見込みによる一般会計の繰出金の増額です。

続きまして、2番、平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）です。

まず、熊山診療所勘定で施設勘定です。歳入は、診療収入の減額及び国保調整交付金による事業勘定繰入金の減額とそれに伴う一般会計の増額です。歳出は、人件費、医療用機械器具費、診療材料費の減額です。

次に、佐伯北・是里診療施設勘定ですが、歳入は外来診療収入の増額と国保調整交付金による事業勘定繰入金の減額及び過疎対策事業債の減額です。歳出は、決算見込みによる施設整備費の減額です。

続きまして、(3)平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第3号）です。歳入は、決算見込みによる増額とそれに伴う一般会計からの繰入金の減額です。歳出は、賃金の減額です。

続きまして、4番、平成31年度赤磐市一般会計予算ですが、新規事業といたしまして複合型介護福祉施設管理事業です。この事業は、施設を適正かつ円滑に管理運営するために指定管理者と基本協定を締結しております。指定管理者は、対象面積に応じた納入金を市に支払うこととしております。それを歳入として予定しております。歳出は、この事業で市が行う事業、具体的には地域交流スペースを活用しての事業ですが、その経費を予算要求しておりまして、需用費、光熱費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等の経費です。

次に、(5)平成31年度赤磐市国民健康保険特別会計予算です。これは、佐伯北診療所ですが、眼底カメラの購入を計画しております。

続きまして、(6)平成31年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計予算です。現在、訪問看護師は5名おりまして、利用者も増加しておる状況です。公用車1台を新たに購入を予定しております。

最後に、資料にはございませんで、先ほど進捗状況のほうで御報告するのがよかったかと思いますが、済みません、今お伝えさせてください。あかいわハートフル太陽についてですが、1つは次の2月18日の月曜日ですが10時から竣工式を行いますのでよろしく願いいたします。もう1つは、1月の厚生常任委員会でハートフル太陽の職員について御説明をさせていただきました。厨房の職員は4人という御報告をさせていただきましたが、他施設との兼務につい

て御質問がありました件ですが4人はハートフル太陽専任の職員でございますので、御報告いたします。

以上、終わります。

○委員長（原田素代君） 続いて。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 介護保険課からは、資料6ページ、7ページ、平成31年度3月議会定例会提出予定議案について御説明させていただきたいと思います。

(1) 番の赤磐市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、改正理由は平成30年度に新たに保険者機能強化推進交付金というものが市に交付され、余剰が発生した場合には基金に積み立てられ、今後活用していくことになります。新たな交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援するという目的で交付されることから、国は今年度200億円の予算をつけ、全国の区市町村に、県には10億円、市町村には190億円という予定で交付したもので、第1号被保険者の数とか実績により金額を決定されるというものでございます。この活用方法については、介護保険法第115条の45、第1項から第3項までの規定により地域支援事業等に使用されることになり、条例の一部改正を行うものでございます。

(2) の平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）について御説明させていただきます。歳出につきましては、介護保険特別会計の繰出金で、決算見込みによるものでございます。5,073万8,000円です。

(3) 平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。非常に多いので要約したものを御説明させていただきたいと思います。保険事業勘定分は、主な内容は平成29年度より有効期間が最長2年に延長されたために予定より更新申請が少なく、主治医の意見書の支払いの減額及び認定調査員の採用を見送ったために、事業費を減額します。これは、次の7ページの中段の歳出、すぐ下のところを見ていただきますと、総務費の2目の認定調査費474万円の減額となります。また、給付費につきましては、介護給付費及び地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費ともに12月までの実績に基づいて減額補正を実施したもので、詳細は歳出の以下のとおりでございます。よろしくお願ひします。

それで、歳入に戻りまして、6ページの歳入のところの中段のところを見ていただきますと、3款国庫支出金、2目国庫補助金、7目保険者機能強化推進交付金と3款の国庫支出金、2目国庫補助金、8目介護保険災害臨時特例補助金につきまして新たに補正させていただいたものでございます。7月の豪雨対応補助金が新たに追加され、今年度中に交付決定される予定ですので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、7ページの(4)の平成31年度赤磐市一般会計予算の御説明をさせていただきます

す。地域包括ケアシステム構築促進事業 2 万 4,000 円ですが、この事業は平成 24 年 10 月から開始しているもので、赤磐市の吉井地域全域と赤坂、熊山の一部が対象地域になっておりまして、午後 6 時から早朝午前 8 時までの時間帯で介護保険で訪問系のサービスを提供した場合、訪問看護は 1 回につき 2,000 円、訪問介護は 1 回につき 1,000 円を補助しているものでございます。

それから、(5) 番、平成 31 年度赤磐市介護保険特別会計予算保険事業勘定分、サービス事業勘定分について御説明させていただきます。第 7 期介護保険事業計画に基づきまして、また平成 30 年度給付実績の見込み額から保険給付費等を見込みました。また、次年度から 2 年かけ、第 8 期介護保険事業計画を作成します。次年度は、アンケート調査、分析までを目指して実施し、平成 32 年度には計画策定委員会において協議を進めていく予定でございます。

地域支援事業につきましては、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、在宅で自立した生活が継続できるように支援していくものです。介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的支援相談事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業等を発展的に実施していく予定でございます。新たな事業の取り組みといたしましては、生活支援体制整備事業の活性化を図り、さらに進展していけるよう生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、地域支え合い事業を強化していきたいと思っております。

これについて少しだけ説明させていただきます。生活支援コーディネーターが活動する生活支援体制整備事業は、国から平成 30 年度からの実施が義務づけられているものです。この事業は、総合事業が始まった平成 27 年度から地域支援事業に追加されたもので、赤磐市でも市全域で支え合いの仕組みづくりとして 28 年度から地域支え合いネットワーク推進協議会を開催し、地域包括支援センターの職員がコーディネーターとして市全域での問題点などを話し合ってきております。しかし、第 2 層といわれる日常生活圏域でのコーディネーターの配置はできておらず、支え合いの仕組みも地域格差があるように感じております。コーディネーター業務は、地域の集いに参加したり地域のニーズ把握から問題提起を行い、ネットワークづくりを進めていったり、必要に応じてフォーラムやワークショップなどを企画し、住民の意識向上を図るなど、地域資源の見える化を図り、住民による新たな支え合いサービスの立ち上げなど市や社協が協力し合ってサポートしていく役割を持ちます。社会福祉協議会は、近年地域支え合いの中核となり得るような活動を展開しているところで、より地域をサポートできるような体制強化を図れるように委託していくものです。よろしく申し上げます。

サービス事業勘定については、要支援 1、2 の認定者のケアプラン作成業務を行うケアプラン作成は月に 122 人を見込んでおります。なお、外部委託のケアプラン作成については、別に月に 65 人を見込んでいます。

介護保険課からは以上です。

○委員長（原田素代君） そうすると、これで以上ですか。

全体の提案について。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 今先ほどの説明で口頭でいろいろ説明されたんですけど、次々新しい事業が始まって、そこにコーディネーターが入って今ずっとされてるんですが、なかなかついていきにくいというんかわかりにくいんですよ。それで、私は社協の評議員で説明も受けて、相当社協に力がかかってきて、相当大変だろうなあというふうに思ってるんですけどね。これも担当の委員会ですから十分にそのあたりをよくわかつかないといけないと思うんで、もう少しわかりやすい何か資料みたいな、経過でこういうふうなんがここでこういうふうに加加されて、どういうものかというような、もうちょっとわかりやすい何か資料みたいなのを一緒に出していただけたらなと思うんですけどね。要望しておきたいと思うんですが。

○委員長（原田素代君） 答弁を。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 3月議会の関係のものなので、3月の委員会では資料のほうを御用意させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

○委員長（原田素代君） お願いします。

その他はよろしいでしょうか。

○委員（岡崎達義君） よくわかりません。

○委員長（原田素代君） よくわからないそうです。次に期待します。十分な説明をしてやってください。

どんどん手から離れていく感じがしますよね。介護保険、事業がころころ変わっていくので。

そうしましたら、じゃあ一応今回の執行部からの件は終わるんですが、事務局に確認ですが、前回の宿題で条例について10キロワットに修正をかけたという意見があって、それを次に諮りましょうというふうにしてるんですが、閉じる前にここでそれを諮ったほうがよろしいでしょうか。

どうぞ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 委員会として修正案を出す案について話をしたいということでもよろしいですか。

○委員長（原田素代君） そういうことです。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 具体的な案は今……。

○委員長（原田素代君） もちろん説明できますけど。

○議会事務局主幹（黒田未来君） じゃあ、中でやっていただいたらいいと思います。

○委員長（原田素代君） じゃあ、その他で修正動議について議論していいですか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 大丈夫です。

○委員長（原田素代君） わかりました。

それでは、宿題のことを幾つか片づけないといけないんですが、一応ここで締めようと思います。執行部のほうで……。

○副委員長（福木京子君） その他をせにゃいけん。

○委員長（原田素代君） 質疑は終わりますということで。

執行部のほうからのその他について補足はないですか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そしたら、委員の皆さんのほうからあるかもしれませんが、先にこれをやらせてください。

先ほど提案していただいた、ソーラーとは言わないんだよね、厳密に言うとね、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の中におきまして、前回の委員会でこの規制を50キロワット以上でありながら赤磐市は独自に20キロワットまで広げてこの条例の対象にするというのが執行部のほうの提案ですが、前回の委員会で、いやいや、10キロワットまで下げてほしいという意見がございました。じゃあ、次回に10キロワットという修正をかけてこの条例議案を提出してもらおうかどうかというのを諮ることにしております。

もう一度保田委員のほうから簡単に提案の説明をしていただいて、皆さんに諮ろうかと思うんですが。手短でお願いします。

○委員（保田 守君） 県のほうの決まりが50キロワットというようなことであれなんですけども、赤磐市が進めようとする20キロワットでは今住宅団地なんか設置しとる部分の20キロワット以下の部分がたくさんあります。これからもそういう傾向にあります。それで、20キロワット以下ということであると、じゃあ団地の中で何軒もできたときに自分の家の周りだけで50キロワットぐらいなことになっていくんですが、自分の家の近所にできる迷惑のかからん範囲、じゃから管理がしやすい範囲というたら10キロワットぐらいだと思うんです。じゃから、決まりのほうを10キロワットということにしたらいい活用ができるんじゃないかと思ひまして、提案させてもらっております。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんのほうで執行部提案の20キロワット以上を10キロワット以上に修正をかけることについての賛否をお願いしたいと思います。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 一応ここで条例案が出てるわけでしょう。

○委員長（原田素代君） はい。

○委員（岡崎達義君） 市のほうの10キロワットになぜできないのかっていう意見もお聞きしたほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。

○委員長（原田素代君） そうですね。

○委員（岡崎達義君） 一方的にこちらが採決するっていうわけにはいかないと思いますので、市のほうがなぜ20キロワットにして、10キロワットではだめとは言わないんでしょうけど、やりにくいということがあるんでしょうけど、そこらあたりの意見とかをお聞きしたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 10キロワット以上にしたらという議論でございます。前回の委員会でも御意見をいただいております。本日別途でお配りしておりますパブリックコメントも見ていただければわかりやすいと思うんですが、これの意見番号8番のところですよ。8番、9番、10番ですね。こちらのところですが、市のほうとしましては太陽光発電設備は国も推進している事業であるという中で、もともと50キロワット以上というそういう事例も多くございましてそちらを考慮しておりましたが、言われている住宅団地など生活環境への影響というものを最大限考慮しまして、国の公表している20キロワット以上というものに基準を合わせて考えたところでございます。

また、国は20キロワット未満の施設については公表されていないため、确实なところが把握できないので国のほうに状況を伺いましたが、その大半は建築物、屋根等に設置されているものではないかというふうな見解を得ております。

それからまた、環境課のほうに関しましても、桜が丘の現地をずっと回りまして、20キロワット以上のもの、公表されてるものを基準にそれ以外のものの状況を確認しました。状況を確認したところ、屋根等の建築物に設置されている場合がほとんどございまして、独立して公表されているもの以外に建てられているものというのはほとんど確認ができなかったという把握をしております。

そういった状況の中で、今回20キロワット以上とさせていただくのが妥当ではないかというふうな見解を持っているところでございます。しかしながら、国の動向等を今後もより注視しながら、それから状況の把握、現状の把握ですね、そちらを最大限注視しながら今後10キロワット以上については検討もしていかなければ、必要性があれば検討はしていくということも想定はしているところでございます。現在のところは、20キロワット以上ということが妥当であると考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 10キロワット、20キロワットっていういろいろ言われてますけど、大体これはソーラーパネルでどれくらいの平米数になるんでしょう。具体的にどれくらいの面積が必要なのかっていうのがわからないですけど。例えば、桜が丘なんかは、大体1区画70坪ですかね。それから、大きいところで150平米ぐらいですか。150坪か。余り広くはないですよ。そこで全面にソーラーパネルを敷設されるとなると、いろいろ周りの方にも支障が出てくると思うんですよ。ですから、大体20キロワットでどれくらいの平米数が必要なのか、10キロワットではどれくらいの平米数が必要なのか、わかれば教えていただきたいなと思いますけど。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 大体の目安になります。機械、メーカーもいろいろ出されてたりしますが、そういった中で大体の目安としましては大体10キロワットで100平米という換算で考えていただくぐらいが目安になると思います。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 20キロワットでもいいんじゃないですか。

○委員長（原田素代君） だから、宅地やったら10キロ以上になります。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 大体10キロワットで100平米で、20キロワットだったらその倍ですから200平米ということになりますよね。桜が丘なんかは、大体敷地が狭いところで150平米ですか、もっとありますか、広いところで450平米ぐらいあるんですよ。150坪ぐらい。ですから、今赤磐市の敷地面積が大体狭いところで75坪から150坪ぐらいのもんですから、20キロワットでも別に差しさわらないと思うんですけどね。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 普通屋根に上がるとんが個人の屋根じゃったら3.4か5.0、6というところ辺が基本的に屋根へ上げとるやつ大きさじゃと思うんです、一般的な家で。そしたら、僕は10キロにこだわるとんのは、今までは屋根の部分の規制とかも個人のことじゃから何もなしにできてます。それが、最近の豪雨災害のようなことがあって、自分の家が流れてそれがめげる分には問題ないんですけど、太陽光のパネルは非常に雑な工事をしたら屋根いうて飛びます。結構劣化した古い屋根の上にもつけるということがありますもんで、個人がすることだけど届け出の義務とかある程度の責任は課しとかんと今後事故が起きたときに問題になるんじゃないかなと、そういうような意味合いで御意見を申し上げております。だから、僕の場合やったら、土地のその何ぼで何ぼということにはこだわってないんです。そういう見方で市のほう

がやっと思ったほうが今後はいいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） これはニュースで、家の上につけてる分を老朽化があつてすき間のあたりとか、それから何か変電のところから火が出て、火災が全国的に100件以上と、そういうニュースが最近あったみたいなんです。だから、そういう意味では、本当にこれは大変な問題が次々出てくるなあとというふうな、それはお知らせしときたいんですが。住宅団地で1軒だけでなくてひょっとして2区画、3区画、そのあたりはまとまった場合は結構広がってくるでしょうね。意見として10キロというんが結構市民の方は多いんですよ、心配して。それから、住宅だけでなく、私が気がついたらのは赤坂の多賀の中心のあたりなんです。県道を走られたらわかると思うけど、最近小型のが田んぼにどんどんどんどん広がっていったというようなことがありますので、規模的には10キロのほうがこれからのことを考えたらいんじゃないかなと私はそういうように意見を持っとんですが。

○委員長（原田素代君） 一応委員会のほうで意向を確認しようということで、きょうの委員会で決はとれないそうなんです、議案として正式に出た時点でこちらの意向を確認することになるそうです。ですから、今議論の時間なので、執行部のほうに質問を求めないように私たちも注意しますので。とりあえず。

でも何かあります。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 1点だけ、先ほどの市の考え方の御説明に追加してお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども言いましたように国が状況を把握できないということがありまして、それを基準に環境課のほうも調査をさせていただきました。そういったことからわかるように、国が公表していない情報、得られない情報がある中で、20キロワット未満の施設について運用の指導等の均衡がとれないというようなことが起こる、その危惧もあります。ですから、そういった意味からも20キロワット以上にさせていただけたらと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 補足ということで説明をいただきました。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 少しだけ補足させてください。

先ほどから、小さいものが寄せ集めになったときに結局20キロワット、50キロワット以上になるのではないかというようなこともおっしゃってました。こちらの第6条のほうにも書いて

おりますが、同一の事業主が実質的に同一と認められるような場所で複数の太陽光発電設備を設置する事業であって、これが20キロワット以上になるというようなものにはこの条例は適用してまいりますので、その危惧はこちらのほうの解釈で運用させていただきたいと思っております。多分拭っていただけるのではないかと思っております。

それから、今回の条例につきましては、屋根のものもいろいろと御心配はおありでしょうが、とりあえずこの第6条の中でも建築物に設置するときを除くというもので定めさせていただいております。ですので、今回はまず地上で新たに独立したもので建築をした場合の規制をいろいろとかけて、その中で適正な運用それから市民の方の安全・安心を守るものということの観点からつくらせていただいておりますので、そちらは御理解をいただきたいと思っております。先ほど課長も申しました20キロワット以上、こちらは公平性を確保するためには国の情報等を活用せざるを得ないところもございますので、そういう形で20キロワット以上とこのたびは案として出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 済みません。一応きょうは委員会として議論をして、この条例の適用範囲の10キロか20キロかっていうのは皆さんの意見を率直に出していただいて、次回の議案提出の段階で皆さんのほうの決をとりたいと思っております。

発言がないですけど、大森さんや光成さんのほうからせつかくですからもし御意向があれば。

○委員（光成良充君） 僕が聞いたかったのは岡崎さんが聞かれたので大丈夫です。

○委員長（原田素代君） 大森さんのほうもないですか。

○委員（大森進次君） 私はそんなにあれしてないんですけども、太陽光をすることによって火災が起きたときに消防が水をかけると消防士が感電するとかというような事件もあったみたいなんで、太陽光をすることに関しては私費でやられとんだからどうこうしなさいっていうこういう指導的なことはできないと思うんですけども、ある程度の常識範囲でやるべきではないかなと。今大窄課長が言われたように国の指導っていうのもある、それも一理ありと思うんで、状況を見ながら、情報を得ながら進めて議論をしていけたらなというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） そうしましたら、じゃあきょうは一応事前の皆さんの議論をさせていただいたということで、次回の議案提案のときに意向をもう一度確認させていただきます。

それでは、この議論はここで終わります。

あと2つあるんですけど、1つは簡単です。

実は、今配りますが、平成28年2月25日に当時の議員の皆さんが9人の連名で意見書を出しました。その意見書の中身は、基本的には市民の火葬場に対する費用負担が熊山や吉井とそれ

から山陽や赤坂と差額がかなり大きいので、この補助を穴埋めしなさいという意見書を28年に出してるんですが、一応これを読んでいただいて、ですから今となつては3年目ですが、言ってるんですがなかなか執行部のほうがこのことについて動いてくれておりません。今回、皆さんも御承知のように東山斎場のほうが大きな工事が済んで、さらに今までよりも8,000円ですか、ふえて、市外居住者は4万5,000円という大変負担感の大きな費用になりましたので、ここでしっかりと市のほうも差額の補助について十分検討していただきたいということを担当委員会として申し上げたいと思っております。この意見書をまだ読んでなかった方もいるので、一応改めてこういう過去の経緯がありましたから、今回の東山斎場のまた値上げ分ということですので、ぜひ次回の6月議会のほうには少し委員会としても市へのアクションを考えたいと思っておりますし、願わくば市のほうからそういう状況を酌み取って、補正でも何でもしていただければいいなあと思っております。これは、過去のことなので一応その報告だけですが、何か御意見があれば。よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） ここへ1、2、3と出してますけど、その1番目のところですよ、今の話は。

○委員長（原田素代君） はい。

○副委員長（福木京子君） だから、それは皆が多分一致できることではないかなというふうには思ってるんで、これは何年もほっとくべきではない、市民の公平の観点ではね。そう思います。

○委員長（原田素代君） それでは、じゃあこれについてはまた別のときの議論になるのでお願いします。

最後に、赤磐市の公立保育園の保育士さんの労働環境の改善が必要なのではないかという御意見があったことについて、何かその後の報告がございましたらお願いして終わろうと思うんですが。

直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） この件につきましては、従前にも、秋ですね、御意見がありまして、うちのほうでも調査等を行いまして、結論的にはある程度どうしたらいいかということとはほとんど出て、問題については一応中堅どころの保育士の層が薄くて若い世代とのギャップがある、それから仕事が大変で十分な保育士の確保ができてない、それから派遣職員の配置によりまして臨時職員との調整が難しいとか、就労環境の改善、働きやすい環境、これを整える必要があるという結論は出てるんです。

一番問題なのが、慢性的な保育士の不足をどうするかということにあるかと思えます。これにつきましては、人事の担当のほうにもお願いをしまして、新年度に向けて保育士の確保を

積極的に行っているところがございますけれども、追加の採用についてもなかなか十分な正規の保育士が確保できないというのが現状となっております。ですが、何とか4月の新年度に向けて臨時の保育士それから派遣の保育士、こういったところを補充していきたいなということだと思っております。ですから、問題解決につきましては、保育士、臨時の保育士、こういったところを補充したいわけがございますけれども、今の現状ではなかなかその余裕を持つての保育士の採用というのができてないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（原田素代君）　ここで議論がなじまないんであれば議論はしませんが……。

○保健福祉部長（直原 平君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君）　済みません。説明足らずのところがございました。

保育士の追加採用のほうも進めておるわけがございますけれども、これにつきましても応募がうちが採用を予定しているものより少なくなっておりまして、応募者につきましてもあっても途中で辞退されたりですとかということで、十分な採用に至ってないのが問題ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（原田素代君）　全然本質の議論と違うところで語られてるなと思うんですが、要するに補充というよりもやめていく保育士をどういうふうにやめさせないようにするのかという議論を私はするべきだと思っております。ですから、その議論の認識がもし部長にないんであれば、また別途話をさせていただいて、もう一度次の委員会には共通の認識のテーブルで報告がしていただければありがたいなというふうに思っています。

このことについて何か御意見ありますか。

また次に宿題にさせていただこうと思うんですが、皆さんのほうからもいろいろ気になることがありましたら、とても深刻な問題だと思っております。子供を育てることを赤磐市として看板政策にされていらっしゃるわけですから、市長さんは、そういう意味で、足元の体制がしっかりとできていることが、今求められていることだと思っております。また継続した議論という扱いにさせていただきます。

こちらからは以上なんですが、委員の皆さんからほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　そうしましたら、ないようですので、以上をもちまして第2回厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、友實市長の御挨拶をお願いします。

○市長（友實武則君）　委員長。

○委員長（原田素代君） 市長。

○市長（友實武則君） たくさんの協議事項がございました。議論も多くありました。その中の御提言、御提案について、しっかりとこれを議論の対象にしまして、吟味した上で、これからも制度の確立や予算執行を図っていきたいと思います。

きょうは長い時間、ありがとうございました。

○委員長（原田素代君） どうもお疲れさまでございました。

以上です。

午後0時3分 閉会